

民事訴訟手続に関する指示書

司法省

第 04 SRC 84 号

プノンペン，1984 年 9 月 8 日

司法大臣から州及び市の国民の裁判所の長官並びに裁判所の検察局の検察官に対する指示書

目的： 民事訴訟手続に関する指示

過去数年にわたり，すべての州の裁判所及び裁判所の検察局は，それらの責務を成功裏に進め，遂行してきた。刑事，起訴，及び審理部門内では，我が国の防御及び開発への参加という点で，特に社会保障，公的妥当性，国家財産の保護，生活の確保，及び市民の法的財産において，素晴らしい影響がもたらされた。

民事，婚姻，及び家族部門内では，州／市の国民の裁判所は，利益生成の促進において国民を団結させ及び国民の生活標準レベルを保つことを意図して，当事者間の和解の手続きを相当に進めてきた。

国民の裁判所及び検察は良好な結果を収めているものの，MOJ（司法省）はまた，民事に関して裁判所が関わる課題及び複雑な事態も目の当たりにしている。民事部門における国民の裁判所は，これまで婚姻及び家族事件に関して決定を行っておらず，そのことは，和解の失敗へつながり，かかる事件の件数急増を引き起こしている。こうした状況が続くと，国民は幸福にならず，より深刻になり，裁判所への信頼の喪失につながることになる。

これらの問題を解決するため，MOJ は，以下のとおり民事訴訟手続に関する指示を発行することを決定した。

I. 和解

本人から直接、又は地方の司法組織若しくはいずれかの組織から訴訟を受領した後、裁判所の長官は、訴訟受付記録簿へ当該訴訟を記載するよう命令するものとする。裁判所の長官は、当該事件がその裁判所の管轄下にあるかどうかを確認するものとする。

事件が行政組織へ移送される場合、その事件は行政問題に関連する。

事件が刑事問題に関係する場合、その事件の移送先は検察となるものとする。

事件が民事又は婚姻及び家族問題に関連する場合、裁判所の長官は、直ちに和解を行うため当該事件を担当する 1 名の裁判官を割り当てるものとする。和解の職務は、必要とみなされる場合、長官自身によってのみ行われる。

和解の期日として決定された日に、一方当事者が呼出状を受領しない場合、全当事者を招くために他の日付が再決定されるものとする。

原告が呼出状を受領し、理由なく 2 回参加しない場合、その訴訟は、原告により放棄されたとみなされるものとする。この場合、その事件をリストから削除するための決定が出されるものとする。

すべての当事者が和解の日に参加する場合、裁判官は、当事者が仲良くやっていくように、道義心をもって説示し、妥協させて解決するものとする。裁判官は、不和、和合の喪失から生じる可能性があるあらゆる課題、並びに事件が続くことによる時間と利益の無駄を考えるよう当事者に説示するものとする。

裁判官は、いかなる当事者に対しても、決定するよう圧力をかけず、脅さず、強要しないものとする。和解は、法律にのみ従うものとする。法律に従わない和解は、禁止されるものとする。例えば、ゲームの勝者が敗者に金銭を要求するために訴訟を起こす、又は離婚において、夫がまだ妻に母乳を与えられている赤ん坊の親権を要求する。そのような事件は解決されないものとする。

特に、和解の期間中、裁判官は、事件の実体的事項を確認しないものとする。これは、どちらかの当事者が勝たなければならないという理由又は証拠の認定が行われないことを意味する。

和解の中で、決定が行われるか否かにかかわらず、原案は、和解特別記録簿に完全に記載されるものとする。

当事者らに和解する意思がある場合、原案は、両当事者が同意する契約を正しく証明するものとする。なぜなら、この契約は当事者らの合意を拘束するためである。裁判官は、その契約を明らかにするため決定を出すものとする。その決定は、最終的かつ拘束力のある判決と同じレベルである。

当事者らが和解に合意しない場合、又は被告が呼出状を受領したが理由なく 2 回その期日に出席しない場合、裁判官は、当該事件に関する原案を作成し、当該事件に入れ、調査するための手段を講じるよう命令するものとする。当該事件は、事件に関する審理手続きに入るまで、適切かつ完全に管理されるものとする。

離婚事件に関し、和解は、婚姻及び家族に関する法律が発効する場合、その法律に規定された手順で進められるものとする。

審理の間、実体的事項に関する審理に到達する前に、裁判所は、和解を行うことができる。

生年月日の変更若しくは死亡によるリスト削除のための訴訟、配偶者死亡の宣言の訴訟等など、一方当事者（原告）のみである一部の訴訟において、裁判所は、和解をしないものとする。裁判所は、直ちに判決を下すものとする。

調査開始の前に、当事者が法律に定められた裁判所の費用を支払うよう命令されることに留意すること。

II. 調査

和解を行うことができない又は結果が得られない場合、裁判官は、事件の内容及び解決のために必要な手続きを調査し、徹底的に確認するものとする。民事訴訟手続における調査は、刑事訴訟手続における捜査とは異なる。刑事訴訟手続においては、治安部隊及び検察警察が捜査の責任を負う。

一方、民事訴訟手続においては、裁判官が、審理に向けて事件を管理するため、あらゆる証拠及び法律の原則を判示するための調査及び尋問を担当する。このこ

とは、裁判官が、和解の過程において自身の確認の性質を頼るため事件の手続き及び内容を見直すのに失敗しがちであるという、感情的な状態につながる可能性がある。このような状態を避けるため、裁判官は、以下の事項を慎重に重視するものとする。

1. 裁判官は、原告と被告の法的関係を見るものとする。例えば、婚姻事件において、離婚訴訟を提起する男性と女性との関係は、両者が婚姻関係を有するか否かで判定されるものとする。両親と子どもとの関係も判定されるものとする。一方で、財産における関係は、明確に判定されるものとする。

民事訴訟手続における法的関係の判定は、事件を調査する時及び完了する時並びに審理の間、非常に重要である。なぜなら裁判官又は裁判所は、この要素に基づき事件を収めるために基本的な証拠を収集することができるからである。

2. 法的関係を判定した後、裁判官は、当事者及びすべての証人に出頭を命じてそれらの人々に尋問するため、1名の裁判所書記官を任命するものとする。一方、その尋問について弁護士への通知も行われるものとする。弁護士は、いつでも調査に参加する権利を有し、自身のクライアントから権利を与えられた場合に、当該クライアントを代理して訴える権利を有する。弁護士は、クライアントに依頼された時から判決が下される前の尋問の終了時まで、あらゆる仮定及び仮説を提供することができる。

訴訟が起こされる時から尋問の時まで、原告は、自身の訴訟を追加又は削除する権利を有する。被告もまた、反訴を提起する権利を有する。ただし、その訴訟は、元の訴訟に関連するものとし、根拠があるもの又は元の訴訟への防御手段であるものとする。

和解原案を作成する過程及び尋問における当事者又は証人の回答を記載する過程において、文言の削除又は追加がないことが明確であるものとする。

文言の削除又は追加がある場合、裁判官、裁判所書記官、及び回答者は、「削除に同意する」又は「追加に同意する」を表明し、当該表明の下に署名するものとする。

尋問は、当事者及び存在する場合は当事者のディフェンダーの面前で行われるものとする。各証人は、対面又は欠席にかかわらず、尋問されるものとする。

真実を解明するため、裁判官は、当事者間又は必要な場合には当事者と証人の間の対面で尋問することができる。

3. 裁判官は、裁判所において明確にするため、有益とみなされるあらゆる書類を事件に追加するよう命令するものとする。裁判官は、当事者により提出されたあらゆる種類の証拠を、十分か否かにかかわらず調査するものとする。証拠が一部欠けている場合、裁判官は、さらなる調査を実施するか、又は事件のさらなる証拠を提出するよう当事者に命令するものとする。

事件に、必然的に専門家からの見直し及び分析を必要とする問題が含まれる場合、裁判官は、1名の専門家を任命し、調査をさせ調査書に署名させるものとする。当該調査書における専門家からの分析の結果は、裁判官又は裁判所が従うべき確定要素ではない。尋問を担当する裁判官は、当該裁判官が、前の調査書における評価がまだ十分に明確でないとする場合、さらに調査するため他の専門家を任命することができる。

証拠を探すための調査の経過において、裁判官は、証拠（書類、書簡、又は他の物）、当事者からの回答、専門家調査書、及び国家又は公共団体が提出する他の書類を徹底的に調査するものとする。

それぞれの証拠は、すべての証拠が同等であることを総合的に評価するため及び真実を明確に証明するため、互いに比較されるものとする。事件において収集されたすべての証拠が、何らかの点で明確でない場合、裁判官は、解明するために直接現場へ行くことによりさらなる調査を実施することができる。

4. 証拠を完全に調査した後、裁判官は、当該証拠及び当事者からの要請を基本的な考え方とし、当該基本が法律及び当事者の方針に従っているか否かを調査するものとする。この場合、裁判官は、自身の記憶又は以前に行われた習慣を全面的に信頼せず、その問題を規定する条項を非常に慎重に確認するものとする。

5. 調査を終えた後、裁判官は、事件に添付する報告書を作成し、第一審裁判所へ提出するものとする。

裁判所の長官は、第一審裁判部の議長に 1 名の裁判官を任命するか、又は自身を任命する決定を出すものとする。

III. 事件審理前の準備手続き

裁判官は、第一審裁判部の議長であり、以下の義務を負う。

1. 検察官からの提案を求めること

裁判官は、公序もしくは国家の財産に関連する又は未成年者もしくは身体障害者の利益に関連するあらゆる事件を、確認及び提案のため書面形式で検察官へ提出するものとする。この場合、検察官は、当事者として行動することにより介入するものとし、審理に参加する義務を負う。

上記事件に加え、裁判官はまた、検察官から書面形式で確認し評価するよう要請された事件を検察官へ提出するものとする。

裁判官が刑事事件とみなす事件に関し、裁判官は、訴追するため当該事件を検察庁へ移すものとする。

ただし事件を確認した後に、検察官が、当該事件が民事又は家族事件に関連すると理解する場合、双方の機関は、その事件を審理することについての反対意見を審査及び決定のため司法大臣へ上げるものとする。

2. 審理のための事件選択の決定

- a. 上記義務を遂行した後、裁判官は、当該事件を審理対象と決定する決定を出すものとする。当該決定は、以下のとおり明確に記載されるものとする。

- i. 当事者（原告及び被告）の氏名、年齢、経歴、住所、及び婚姻関係の終了要請、扶養要請、契約に基づく請求権の要請等などの事件の目的
- ii. 存在する場合、原告又は被告のディフェンダーの氏名
- iii. 裁判所が必要とみなす事件に関し、国民の裁判所から、企業家代表者、部署チーム、又は公共機関の代表者に対し、出頭して

裁判所に対して明らかにする又は当該組織の利益を防御するよう求める要請

- iv. 存在する場合，調査する専門家の氏名
 - v. 存在する場合，通訳者の氏名
 - vi. 審理の時刻及び設定
 - vii. 個人によりもたらされた証拠
 - viii. 審理手続きに入る事件を選ぶためのあらゆる決定は，検察官のために複製されるものとする
- b. 上記決定を実施する事務官又は裁判所書記官は，審理に参加する関係者に対する呼出状を作成するものとする。事務官又は裁判所書記官は，呼び出された証人が十分でない，不必要な証人が呼び出される，又は当該個人が審理の間に裁判所のために証拠を持参するよう伝えられないなどの欠点につながる可能性がある場合，自身の道義心により呼び出すことを避けるものとする。
- c. 呼出状は，当該個人の権利及び義務が明確に組み込まれるものとし，2部作成し，そのうち1部は当該個人用であり，もう1部は事件簿へ入れるため裁判所へ戻される。
呼出状は，当事者らが受領し，審理に参加することができる可能性がある期間を考慮して発行されるものとする。
- d. それぞれの事件に応じて，裁判所の職員は，当事者らへ呼出状を送達するか又はその責務をコミュニ判事のメンバーへ移すことができる。当事者が何らかの部署の使用者，被用者，又は労働者である場合，当該呼出は，その部署の指揮者を通じて送達することができる。

3. 国民の助言者の任命

審理手続きに入る事件を選ぶための決定を出した後，裁判官は，国民の助言者リストに掲載された者の中から2名の助言者を任命するための別の決定を出すものとする。当該2名の助言者は，週末又は休日にかかわらず，審理の少なくとも3日前までに当該事件を確認するため呼び出される。

複雑な問題に関し、裁判官は、国民の助言者に対し、当該助言者が審理に効率的に参加できるようにするため、問題の内容、規則、及び当事者の方針を理解するように証拠を提示し説明するものとする。

重要な点について、裁判官は、国民の指揮者となる権利を強化すること及び民主主義の合法性を推進することを意図して、裁判官と同等であるそれらの権利及び義務について知るよう指示するものとする。

特に、裁判官及び助言者は、国家の秘密を保つことを義務付けられており、それは、他の第三者が、司法判断を下される問題について知ることを許されないことを意味する。

裁判官は、審理を進める過程において、手続きの参加者に尋問する項目を起草するものとする。

IV. 審理中の業務

国民の裁判所の審理の開始は、法律及び規則を最高度に固守し並びに当事者の方針に従って、完全かつ適切に司法判断を下すことを目的としている。よって、審理の間、国民の裁判所は、手続きのすべての参加者に完全に再尋問し、あらゆる見地から証拠を表示し、それにより裁判所が決定を行い、正当かつ適切な判決を下すようにするものとする。さらに、審理を開始する際に、裁判所は、できる限り、審理業務が法律の実施及び当事者の方針の道義について当事者、一般大衆を教育するものになるようにするものとする。

国民の裁判所は、裁判所が何度も和解を行うよう手続きを取ったことを混同しないものとし、完全な調査を実施し及び事件の完全な管理を達成するものとし、それは、当該審理が解決策を判定するまさに新しいイメージであることを意味する。このような混同は、審理中の尋問行為、証拠の調査、並びに参加者から及び国家組織、社会組織又は専門家の代表者からの意見に対する不注意につながる可能性がある。審理の過程において、裁判部の議長は、当該審理の議長である。これは、裁判部の議長が、審理における整然を保証しながら審理を主導する裁量権を有することを意味する。審理の内部規則に反して行動する者がいる場合、裁判部の議長は、警告する権利、又はその者

に審理室から一時的若しくは永久的に退出させるよう警備員に命令する権利を有する。

審理室の構内において及び手続き中に犯罪行為が起こる場合、裁判部の議長は、刑法に従い捜査して訴追する手段を講じるため、事務員又は裁判所書記官に対し、原案を作成し、犯罪人と証拠を検察官のところへ持っていくよう命令するものとする。

国家の秘密又は社会道徳を守る場合、審理を秘密で行うことができるが、判決は公的に開示されるものとする。裁判所は、根拠で構成される決定により秘密の審理を宣言するものとする。

審理は公然と実施されるが、18歳未満である未成年者は、当該未成年者が証人として召喚される場合を除き、審理を聴くことを認められないものとする。

国民の裁判所の審理は、以下のとおり進められるものとする。

1. 審理前

事務官又は裁判所書記官は、以下の義務を負う。

- a. 審理室内で内部規則を読むこと
- b. すべての参加者の出席を確認すること。いずれかの個人が欠席している場合、理由がなければならない。

2. 審理中

- 事務官又は裁判所書記官は、すべての参加者を室内に招き入れる。
- 3回鳴り響く音は、裁判部が部屋に入る合図である。
- 事務官又は裁判所書記官は、全員に起立するよう促す。
- 裁判部が席に来る。議長は、全員に着席するよう促し、裁判部の各メンバーも着席する。
- 議長は、審理を開始するため起立し、事案の目的及び当事者の名前を宣言する。
- 議長は、事務官又は裁判所書記官に、審理に参加する人の出欠を報告するよう命令する。

- 事務官又は裁判所書記官は、起立し、報告を行う。いずれか1名でも欠席者がいる場合又はいずれかの当事者から審理の停止要請がある場合、裁判部は、協議して継続するか又は停止するかを決定するものとする。
- 議長は、起立し、裁判部を紹介し、次に氏名及び家族の名前、年齢、国籍、現住所、経歴、配偶者の氏名などの身元について尋ね、次に当事者らの権利及び義務について伝える。その後、議長は、各当事者に対し、裁判部のいずれかのメンバーの変更を要請したいかどうかを尋ねる。当事者らが望む場合、裁判部全体は、検察官が当事者として任命する場合に当該検察官からの提案を得た後に、確認し過半数により決定する。変更要請は、その訴えに適切な根拠がある場合のみ、可能とみなされるものとする。
- 議長は、証人、専門家、通訳者などの他の参加者に対し、彼らの権利及び義務を伝える。

3. 尋問

- 尋問の段階において、裁判部の議長は、最初に原告、次に被告及び他の参加者に尋問する。
- 議長が尋問を終えた後、さらに尋問する機会が事務官に与えられるものとする。
- その後、国民の助言者、検察官、ディフェンダーは、尋問がある場合に尋ねる権利を有する。
- その事件が検察官からの訴えから成る場合、議長は、検察官の訴えの内容を簡潔に説明するものとする。次に、議長は、事務官又は裁判所書記官に対し、訴えを完全に読むよう命令するものとする。議長は、検察官に考えを表明するよう促すことができる。
- 外国人である当事者及び証人は、審理の間に母国語を使用することができる。ただし、通訳者が必要である。
- 議長は、尋問の過程において、個人に関連する証拠又は他の書類を示させ、彼らが当該書類又は証拠を確実に認めるか否かを明確にすることを試みることに留意すること。

4. 反対尋問

- 反対尋問の間、議長は、被告及び他の参加者に、同意しない点について反論する権利を与えるものとする。議長は、その者らに、彼らの法的権利及び利益を防御するため主張の根拠を述べて説明するよう指示するものとし、並びに議長は、あらゆる長いスピーチ又は話の内容に反する不適切な論争を停止するものとする。
- 検察官が自身を当事者として任命する場合、検察官は、被告及び被告の証人に反論することができる。
- 次に、議長は、原告のディフェンダーに、仮定を提示するよう促し、次に被告のディフェンダーに、反対の仮定が存在する場合はそれを提示するよう促すものとする。
- 最後に、議長は、検察官に、評価して要請を行うよう促す。
- 議長は、反対尋問の終了を宣言する。
- 裁判部は協議部屋へ戻る。

5. 非公開の部屋での協議

裁判部は、以下の問題を確認するものとする。

- a. 原告及び被告及び他の個人間の法的関係
- b. 証拠が十分か否か
- c. 法律及び当事者の方針に基づいて扱われる各個人の権利及び義務

議長の義務は、それぞれの問題及び法律及び当事者の方針を、裁判部のメンバーへ説明することであり、当該メンバーは、議長が過半数により決定する前に、考えを提示する。意見の相違がある場合、議長は、当該事件に入れるための原案を作成するものとし、同時に、反対意見を唱える者は、当該事件に自身の考えを書く権利を有する。

協議の間、いかなる人も、裁判部のメンバー以外の者が部屋に入ることは許されない。

6. 判決の言い渡し

3回鐘が鳴り響き

- 裁判部が協議部屋から出て審理部屋へ行く。

- 議長が、判決を読むため起立する。一方、事務官又は裁判所書記官が、皆に起立するよう促す。
- 読み終えた後、全員が、議長により着席するよう促される。
- 判決内容の言い渡しの時、事務官又は裁判所書記官が、皆に起立するよう促す。
- 判決の言い渡しを終えた後、議長が皆に着席するよう促し、自身も着席する。
- 議長が、当事者らに対し、彼らが判決に満足しない場合は MOJ に訴訟を起こすことができる旨を伝える。
- 議長が、審理を終了するため起立する。

V. 審理終了後

- 議長は、審理記録簿における原案を見直すものとする。審理の原案は、審理の間に起こるかもしれない可能性を描き出し、完全に証明する。
- 審理の原案は、事務官又は裁判所書記官及び裁判部の署名で構成されるものとする。
- 事務官又は裁判所書記官は、審理原案を複製し、それを事案の中で保持するものとする。
- 審理終了後、裁判官は、事務官又は裁判所書記官に対し、検察官及び MOJ 向けに直ちに判決を複製させ、また執行するため当事者及び権限を有する機関向けに判決を要約又は複製させるものとする。
- 判決の執行は、全国の検察局及び国民の裁判所へ既に送付された、MOJ の 1982 年 10 月 26 日付の指示第 1026 号に従って行われるものとする。

告知

I. 抗告 (Chomtoah appeal) 及び再審

1. 抗告

市及び州の国民の裁判所の民事判決で決定されたものは、即時の執行効力を有する。欠席判決は、欠席した当事者に関して執行する効力を有しな

い。欠席当事者は、当該当事者又は当該当事者の住居への判決の通知日から数えて15日の期間内に当該判決に対する抗告を提出することができる。

その期間が過ぎ、欠席当事者が、当該通知を既に受領したが抗告を提出しない場合、当該欠席判決は、最終的かつ拘束力のある判決となる。

欠席当事者がその期間中に抗告を提出する場合、裁判所長官は、後で日付が決定される審理に参加するよう、申請者及び他の当事者を召喚するものとする。

当該申請者が召喚の決定を受領したうえで参加しない場合、その者の抗告は無効とみなされるものとする。この場合、当該欠席判決は、執行される最終的かつ拘束力のある判決になるものとする。

2. 再審

検察官が、市及び州の国民の裁判所の民事判決が誤解により決定されたと見る場合、検察官は、見直し及び決定するため、その情報を司法省へ報告するものとする。

再審の手続きにおいて、裁判部は、1名が議長である2名の裁判官、及び前の審理に一度も参加したことがない3名の国民の助言者で構成されるものとする。

市及び州の国民の裁判所の判決であって再審の対象になるものは、それが欠席判決であっても、抗告又は異議申立ての対象とすることはできない。

II. 審理中に起こり得るインシデント

1. 一時的措置

訴えを受領してから審理が開始する時までの間、裁判官は、必要な場合、当事者からの要請に応じて決定を迅速に出す権利を有する。この決定は、離婚を求める配偶者を暫定的に別居させる決定、一方の配偶者に対し暫定的に子どもへの支援を提供させる決定、争われている財産に対する権利又は財産について当事者の利益を守り暫定的に保全するためにこれを他の者に移転する決定など、偶発的に発生する可能性がある重大事態を防ぐことを目的とする。

裁判官は、事件の実体的事項に影響を及ぼさない暫定的な仕事に関し、迅速な決定を出すことができる。この決定は、抗告の対象ではない。

2. 第三者を当事者として含むこと

尋問の際に、裁判所は、第三者を当事者（裁判所が司法判断している事件に関連する当該第三者がいる場合に、各当事者の利益に応じて原告又は被告）として含めることができる。

3. 審理のやり直し

原告が審理中に死亡する場合、裁判所は、あらゆる手段により、死亡した原告の承継人を探すものとする。当該承継人は、裁判所に出頭するよう召喚されるものとし、裁判所は、彼らに、審理を続けたいか又は放棄したかを尋ねるものとする。

審理の間に、被告が死亡し、原告が承継人からの補償を求めて訴訟を起こす場合、裁判所は、訴訟を実施するため、あらゆる手段により当該承継人を探し、それらを被告当事者として含めるものとする。

4. 事件の保留

裁判官は、以下の場合、事件を保留することができる。

- a. その事件の訴えがそれまでにあり、裁判所が既に決定を行った場合。
- b. 審理の前に、原告に訴えを取り下げる意思があり、当該訴えが国家又は公共機関の利益に影響を及ぼさない場合。

クライアントの代表者は、クライアントからの権利を付与する特別な書状がある場合に限り、訴訟の提起を停止することができる。

5. 事件又は審理の停止

裁判所は、以下の事件を停止することができる。

- a. 審理中に、当事者のうちの 1 名が、突然正気を失う場合。この場合、審理は、その当事者が回復するときまで停止されるものとする。
- b. 原告が長期間不在で、他の者に自身を代理する権利を与えない場合又は原告の実際の居所が不明である場合。

この場合、裁判官は、原告が戻ってくる場合に限り、再審を開始することができる。

- c. 審理中に、民事事件の当事者のうちの 1 名が検察局に刑事訴訟を起こし、検察官が既に起訴している場合、裁判所は審理を停止するものとする。

民事事件の裁判所は、刑事裁判所がその当事者により起こされた訴訟について最終的に決定を行った場合に限り、審理を継続することができる。

MOJ は、上記の指示が裁判所の長官、副長官、及び責務を有する国民のあらゆる裁判所の検察官の役に立つことを心から望む。問題点が発生する場合、考えを MOJ に上申して、MOJ が要請に応じてさらに指示することができるようにするべきである。